

## 利用者負担金

### 法定給付

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

施設介護サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	算定根拠(単価×日数ほか)
介護報酬の告示上の額	左記の1割	施設介護サービス費の1割

介護報酬のうち利用者負担金分(1割)(平成12年4月1日以後の認定で入所の方)

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
従来型個室	要介護度1	5,890円	589円
	要介護度2	6,600円	660円
	要介護度3	7,300円	730円
	要介護度4	8,010円	810円
	要介護度5	8,710円	871円
多床室	要介護度1	6,510円	651円
	要介護度2	7,220円	722円
	要介護度3	7,920円	792円
	要介護度4	8,630円	863円
	要介護度5	9,330円	933円

旧措置による入所利用者負担分(1割)(平成12年3月31日以前の措置で入所の方)

1日当たりの利用料金			
居住区分	介護度	介護保険料	利用者負担金
従来型個室	要介護度1	5,890円	589円
	要介護度2	6,990円	699円
	要介護度3	6,990円	699円
	要介護度4	8,360円	836円
	要介護度5	8,360円	836円

多床室	要介護度 1	6,510円	651円
	要介護度 2	7,610円	761円
	要介護度 3	7,610円	761円
	要介護度 4	8,980円	898円
	要介護度 5	8,980円	898円

## 食費

1日当たりの利用料金		
利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
〔第1段階の利用者〕	1,380円	300円
〔第2段階の利用者〕	1,380円	390円
〔第3段階の利用者〕	1,380円	650円
〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,380円

## 居住費

1日当たりの利用料金			
居室区分	利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
従来型個室	〔第1段階の利用者〕	1,150円	320円
	〔第2段階の利用者〕	1,150円	420円
	〔第3段階の利用者〕	1,150円	820円
	〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,150円
多床室	〔第1段階の利用者〕	320円	0円
	〔第2段階の利用者〕	全額利用者負担	320円
	〔第3段階の利用者〕	全額利用者負担	320円

	〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	320円
--	------------	---------	------

入院・外泊時の居住費

初日・最終日を除く6日間以内は段階別補足給付が適用されます。

7日目以降も希望により当該利用者のために居室を確保する場合の7日目以降最終日前日までは全額自己負担です。

その他の加算

加算項目	単位	備考	サービス費	利用者負担金
初期加算	1日	入所後30日間のみ 30日を越える入院後の再入所も適用	300円	30円
個別機能訓練加算	1日		120円	12円
入院・外泊算定加算	1日	初日・最終日を除く6日間以内	2,460円	246円
栄養マネジメント加算	1日		140円	14円
療養食加算	1日	該当者のみ	230円	23円
看護体制加算( )口	1日		40円	4円
看取り介護加算	1日	死亡日前4日以上30日以下	800円	80円
		死亡日前日及び前々日	6800円	680円
		死亡日	12800円	1280円
日常生活継続支援加算	1日	条件が整い次第	220円	22円
経口移行加算	1日	該当者のみ	280円	28円
経口維持加算 経口維持加算	1日	計画書作成後180日以内限度(該当者のみ)	280円 50円	28円
夜間職員配置加算( )口	1日		130円	13円
サービス提供体制強化加算( )	1日		60円	6円
退所前後訪問相談援助加算	1回	入所中1回 退所後1回	4,600円	460円

退所時相談援助加算	1回	退所時1回	4,000円	400円
退所前連携加算	1回	退所時前1回	5,000円	500円

### 法定外費用

- ・理美容サービス（髪カット・髭剃り） 実費負担
- ・日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用 実費負担

### 特別料金

区 分		利用者負担金(実費)
特別な食事		・要した費用の実費 (出前・外食等)
特別な居室	設備備品	室 料
	テレビ 冷蔵庫 ソファ インターネット環境	・ 特別個室 1日 3,000円 (西館:3室)
	テレビ インターネット環境	・ 一般個室 1日 1,000円 (本館10室、西館7室)
	テレビ インターネット環境	・ 二人部屋 1日 500円 (本館4室、西館2室)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用 (日用品費・教養娯楽費・その他)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫茶コーナー利用代金</li> <li>・ 日常生活品の購入代金</li> <li>・ クラブ活動の費用</li> <li>・ その他個人的な要望により購入する物の代金</li> </ul>

第1段階から第4段階の利用者が従来型個室（特別個室・個室）又は二人室に入居する場合の特別室料です。

インターネットご利用の方にパソコン無料で貸出します。

## 当施設ご利用の際に留意いただく事項

### 利用上の留意事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者は面会の時間を厳守し、玄関に備付の面会簿に記入のうえ必ずその都度職員に届けてください。</li> <li>・ 来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。</li> </ul>
施設医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、入所までかかっていた主治医への受診は自由ですが定期的に受診される場合は、通院に際しご家族の協力をお願いします。</li> <li>・ 主治医から配置医師への通知により、定期的に来所する配置医師の受診及び投薬を受けることもできます。</li> </ul>
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。</li> <li>・ 居室での飲酒はできません。</li> </ul>
食べ物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面会時に食べ物を持込むときは、原則として食堂またはフロアで一緒に召し上がってください。居室での飲食はできません。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。</li> <li>・ むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。</li> </ul>
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設での生活に必要な最小限の身回り品をご持参ください。</li> <li>・ 衣類・日用品の管理は居室内のタンスをご利用ください。</li> <li>・ 所持品にはマジックまたは、縫付けで記名をお願いします。</li> </ul>
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金の持込みは特に必要がありませんのでご遠慮願います。</li> <li>・ 電話を使用する際の小銭については自己管理願います。</li> <li>・ 自己負担金自動振替のための預金通帳、印鑑については施設長において責任をもって管理いたします。(契約書第10条第1項)</li> </ul>
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。</li> </ul>

## 運営方針

### 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人博悠会が開設する特別養護老人ホームフランセーズ悠（以下「事業者」と言う。）が行なう、指定介護老人福祉施設事業のてきせいな運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師その他従業員（以下「従業者」と言う。）が、要介護の状態（以下「要介護状態」と言う。）となった高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設事業を提供することを目的とする。</p>
施設の運営方針	<p>事業所の従業者は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上のお世話及び機能回復訓練を行なうことにより、利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療サービスまたは福祉サービスとの密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めるものとする。</p>

## 施設サービス概要説明

### 介護保険給付サービス

種 類	内 容									
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・ 食事はできるだけ離床して食堂で召しあがっていただけるよう配慮しています。</li> <li>・ 食事時間 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">朝</td> <td style="padding-right: 10px;">食</td> <td style="padding-left: 10px;">（ 7：30～ 8：30）</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>食</td> <td>（ 12：00～ 13：00）</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>食</td> <td>（ 18：00～ 19：00）</td> </tr> </table> </li> </ul>	朝	食	（ 7：30～ 8：30）	昼	食	（ 12：00～ 13：00）	夕	食	（ 18：00～ 19：00）
朝	食	（ 7：30～ 8：30）								
昼	食	（ 12：00～ 13：00）								
夕	食	（ 18：00～ 19：00）								
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の状況に応じて適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>									
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に週2回以上の入浴を行います。</li> <li>・ 必要状況に応じてシャワー浴又は清拭を行います。</li> <li>・ 寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いた特殊浴槽での入浴をいたします。</li> <li>・ 車椅子の方は車椅子専用入浴を行います。</li> </ul>									
離床・着替え・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・ 生活のリズムを考えた着替え、入浴時の定期的な着替えを行うよう努めます。</li> </ul>									

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助いたします。</li> <li>・シーツ交換は週1回行います。</li> <li>・寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練は専門の訓練員（針・灸・あ・マ師及び看護師）により入所者の身体の状況に適合した機能訓練を行ない、身体的機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>・当施設の所有するリハビリ器具 <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行器                      プラットホーム</li> <li>交互歩行器                4点ステッキ</li> <li>車椅子                      杖</li> <li>平行棒                      訓練用ゲーム                その他</li> </ul> </li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置医師2名により週2回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・入所者及びその家族の希望で外部の医療機関に通院する場合はその介添えについて家族で対応をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当施設の配置医師</li> <li>病院名    ・大門東クリニック                ・磯村クリニック</li> <li>診療科目    ・胃腸外科                                        ・内科</li> <li>診察日    ・毎週火曜日                                        ・毎週水曜日</li> </ul> </li> </ul>
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意を持って相談に応じます。</li> <li>・生活相談員ほかスタッフにお気軽にご相談下さい。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者    生活相談員</li> <li>・利用者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する機能に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事を企画します。</li> <li>・主な娯楽活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>隔週開催    カラオケクラブ                他各種</li> <li>隔週開催    喫茶コーナー</li> <li>毎日開催    ゲーム機能訓練</li> </ul> </li> <li>・主なレクリエーション行事 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の施設行事計画に基づき実施</li> <li>年間の施設行事計画に基づき実施</li> </ul> </li> </ul>

## 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理容・美容	・毎月4回(原則として第1・第2・第3木曜日と第4水曜日)理髪店の出張による理容及び美容サービスをご利用いただけます。

## 身体拘束の改善・廃止について

身体拘束の改善・廃止	当施設は指定介護老人福祉サービスの提供に当たり、自傷他害の恐れがあると認められる場合で、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束以外の身体拘束は行わないことを宣言します。
身体拘束廃止委員会 リスクマネジメント委員会	身体拘束廃止委員会は、施設長・介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護士等により構成し、身体拘束の廃止に向け改善計画を作成し身体拘束ゼロに向けて改善計画の見直しを行います。
身体拘束を行った場合 の記録・改善	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。 この場合態様の改善を待ち、できるだけ早く身体拘束の解除を行うため多職種でのバックアップ体制を講じます。

## ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
施設	特別養護老人ホーム	平成11年12月27日	2070100579	104人
居宅	通所介護	平成11年10月29日	2070100454	40人
	短期入所生活介護	平成11年12月27日	2070100579	20人
	居宅介護支援事業	平成17年10月1日	2070102831	.....
介護 予防	介護予防通所介護	平成18年4月1日	2070100454	居宅に含む
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	2070100579	
措置 施設	ケアハウス悠悠	平成11年12月27日	.....	24人

## 施設の概要

### 特別養護老人ホーム・デイサービス・ケアハウス (併設施設)

敷地	4,187.47平方メートル	
建物	住所	長野市大字大豆島360番地3
	構造述べ床面積	鉄筋コンクリート三階建・鉄骨三階建 6498.89㎡
	利用定員	特養104名・短期入所20名(介護予防含む)・老人デイサービス一般型30名(介護予防含む) 認知症型10名(介護予防含む)・ケアハウス24名

### 居室 (うち、短期入所生活介護入所者の専用居室は7室20名分)

居室の種類	居室数	面積	一人あたり面積
一人部屋 ( )内は短期入所分	20室 (2室)	308.742㎡ (32.332㎡)	15.437㎡ (16.166㎡)
二人部屋 ( )内は短期入所分	6室 (1室)	143.068㎡ (24.548㎡)	11.922㎡ (12.274㎡)
四人部屋 ( )内は短期入所分	23室 (4室)	1044.075㎡ (217.345㎡)	11.348㎡ (13.584㎡)

指定基準は、居室一人当たり 10.65㎡です。

### 主な設備 (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・デイサービス)

設備の種類	室数等	面積	一人あたり面積
食堂	6室	366.646㎡	2.95㎡
機能訓練室	1室	48.860㎡	(西館は食堂と共用)
一般浴室	4室	116.999㎡	(デイと共用)
機械浴室	特殊浴槽	44.820㎡	(デイと共用)
医務室	1室	18.635㎡	
静養室	1室	19.470㎡	
喫茶室	2室	100.273㎡	

### 職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1.0	1	施設長資格
介護支援専門員 (生活相談兼務)	2 (1)	1	1			2.0	1.1	介護支援専門員
生活相談員	2	1	1			2.0	1.1	介護支援専門員 社会福祉主事
介護職員	39	35		4		37.2	34.7	介護福祉士他
看護職員	3	2		1		3.8		看護師 准看護師
機能訓練指導員 (短期入所兼務)	2		1	1		1.8	1以上	鍼灸あま師
配置医師	2				2	0.2	健康管理 に必要数	医師(嘱託)
管理栄養士	1	1		1		1.6	1以上	管理栄養士

### 協力医療機関

医療機関の名称	長野赤十字病院	長野市保健医療公社長野市民病院
所在地	長野市若里1512番地1	長野市大字富竹1333番地1
電話番号	026 226 4131	026 295 1199
診療科目	総合病院	総合病院
入院設備	あり ・ ベッド数700床	あり ・ ベッド数400床
契約の概要	<p>特別養護老人ホームフランセーズ悠に入所している利用者が、病気やけが等で医療が必要な場合、外来診療、治療、薬の処方、検査等を行う。</p> <p>緊急治療が必要な場合、施設の要請により病院はこれを受け入れる。この場合病院の指示に従い、搬送は施設の責任とする。</p> <p>病院は入院治療を必要と認めた場合、入院を受け入れる。</p> <p>施設は病院に対し外来診療や入院治療に必要な個人情報を提供する。</p>	
医療機関の名称	長野医療生活協同組合 長野中央病院	医療法人愛和会 愛和病院

所在地	長野市西鶴賀 1 5 7 0 番地	長野市大字鶴賀 1 0 4 2 番地
電話番号	0 2 6 2 3 4 3 2 1 1	0 2 6 2 2 6 3 8 6 3
診療科目	総合病院	内 科
入院設備	あり ・ ベッド数 3 0 4 床	あり ・ ベッド数 4 3 床
契約の概要	<p>特別養護老人ホームフランセーズ悠に入所している利用者が、病気やけが等で医療が必要な場合、外来診療、治療、薬の処方、検査等を行う。</p> <p>緊急治療が必要な場合、施設の要請により病院はこれを受け入れる。この場合病院の指示に従い、搬送は施設の責任とする。</p> <p>病院は入院治療を必要と認めた場合、入院を受け入れる。</p> <p>施設は病院に対し外来診療や入院治療に必要な個人情報を提供する。</p>	

#### 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中村歯科クリニック
院長名	中 村 直 勝
所在地	長野市稲葉日詰沖 1 8 6 6 - 8
電話番号	0 2 6 2 2 1 0 1 1 8

### 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠消防計画」に従って非常時の緊急対応を行ないます。			
近隣との協力関係	社会福祉法人博悠会は大豆島上区自主防災会・西風間自主防災会と『災害時における協力応援体制に関する協定書』で近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。 (平成10年10月2日締結)			
平常時の訓練及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠消防計画」に従って、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個 数	設備名称	個 数
	スプリンクラー	あ り	防火扉シャッター	あ り
	非常階段	あ り	屋内消火栓	あ り
	自動火災報知器	あ り	非常通報装置	あ り
	誘導灯	あ り	漏電火災報知器	あ り
	ガス漏れ報知器	あ り	非常用電源	あ り
	カーテン・蒲団等は防災性のあるものを使用しています。			
消防計画	消防署への届出日           平成20年4月1日 防火管理者                   山岸繁子			

## 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用の場合の相談	苦情解決責任者	施設長	土田澄江
	苦情受付担当者	生活相談員	榎本厚志 坂口美穂
	第三者委員	評議員	三井静江 ・ 監事 宮澤栄一
	ご利用時間	土日曜日・祭日を除く毎日9:00~17:00まで	
	ご利用方法	電話・面談・手紙等いずれの方法でも結構です。	

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

長野市保健福祉部 介護保険課	所在地	長野市大字鶴賀1613		
	電話番号	026	244	7991
	FAX	026	224	5247
長野県国民健康保 険団体連合会	所在地	長野市大字西長野字加茂北143-8		
	電話番号	026	238	1555
	FAX	026	238	1560
長野県福祉サービ ス運営適正化委員会	所在地	長野市若里1570-1		
	電話番号	026	226	2035
	FAX	026	291	5180